

第59回 定時株主総会 招集ご通知

・ご来場の皆様へのお土産はとりやめさせていただいております。
・インターネット又は書面によって議決権をご行使いただけます。

日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時

場所

静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット
あきはホール（2階）
TEL 0538-31-2961

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33
株主総会会場ご案内図	

証券コード 9057
2024年5月30日

株 主 各 位

静岡県袋井市木原22番地の1

遠州トラック株式会社

代表取締役社長 金 原 秀 樹

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第59回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.enshu-truck.co.jp/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願ひ申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議決に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット あきはホール（2階）
※裏表紙のご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結注記表
 - ③個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

2. インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
3. ご返送いただいた議決権行使において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

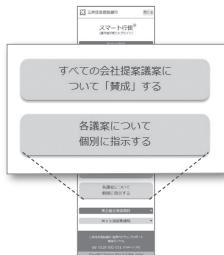
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

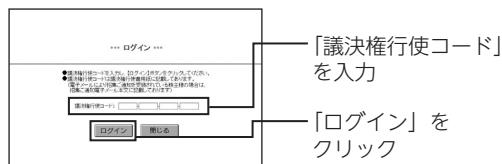
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

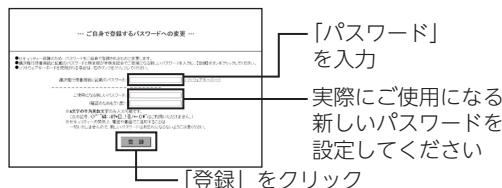
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さわ だ くに ひこ 澤田邦彦 (1957年6月4日生)	1981年3月 当社入社 1986年5月 同取締役 1991年5月 同常務取締役 1996年6月 同代表取締役常務取締役営業本部長 1998年4月 同代表取締役専務取締役営業本部長 2001年6月 同代表取締役社長 2007年6月 同代表取締役社長 社長執行役員 2009年6月 同代表取締役社長 社長執行役員営業本部長 2013年6月 同代表取締役社長 社長執行役員 2023年6月 同代表取締役会長(現任)	219,647株
<p>【取締役候補者とした理由】 澤田邦彦氏は、長年当社の経営を牽引し、豊富な経験と識見により今後も当社の企業価値向上に資する貢献が見込まれることから、取締役候補者としたものであります。</p>			
2	きん ばら ひで き 金原秀樹 (1960年12月27日生)	1991年12月 当社入社 2004年6月 同取締役横浜営業所長 2007年6月 同執行役員関東事業部長 2010年6月 同執行役員本社事業部長 2013年6月 同執行役員(中国事業担当) 2015年6月 同取締役常務執行役員営業本部長兼営業戦略室長 2016年3月 同取締役常務執行役員営業本部長兼西日本事業部長兼営業戦略室長 2016年6月 同取締役常務執行役員営業本部長兼営業戦略室長 2017年10月 同取締役常務執行役員営業本部長 2023年6月 同代表取締役社長 社長執行役員営業本部長(現任)	21,702株
<p>【取締役候補者とした理由】 金原秀樹氏は、物流事業における豊富な経験と識見をもとに、当社経営の中核を担っており、今後も当社の企業価値向上に資する貢献が見込まれることから、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	くぼた たけし 久保田 健 (1961年7月9日生)	1985年4月 株式会社住友倉庫入社 2011年7月 株式会社住友倉庫事業推進部次長 2011年11月 Rabigh Petrochemical Logistics Deputy General Manager 2015年6月 当社常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 2017年10月 同常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 兼システム部長 2018年6月 同取締役常務執行役員管理本部長兼経営企 画部長兼システム部長 2020年6月 同取締役常務執行役員管理本部長兼経営企 画部長(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 久保田健氏は、株式会社住友倉庫において海外子会社の経営や経営企画部門に携わり、当社においては常務執行役員管理本部長として管理本部を統括するなど、豊富な経験を有しており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者としたものであります。			
4	さい とう かおる 斉藤 薫 (1952年12月21日生)	1976年4月 遠州鉄道株式会社入社 2005年6月 同取締役 2013年6月 同代表取締役社長 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年12月 浜松商工会議所 会頭(現任) 2022年6月 遠州鉄道株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 浜松商工会議所 会頭 遠州鉄道株式会社 代表取締役会長 遠州開発株式会社 代表取締役社長	100株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 斉藤薫氏は、静岡県西部を代表する運輸企業のトップとして、豊富な経験と高い見識を有しています。同氏の知見は、当社の企業価値向上に貢献すると見込まれることから社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	やまもと まさゆき 山本正幸 (1969年9月17日生)	1992年4月 スズキ株式会社入社 1999年4月 弁護士登録(静岡県弁護士会) まどか法律事務所入所 2003年4月 同法律事務所パートナー 2014年4月 静岡県弁護士会副会長 2014年6月 当社社外監査役 2019年7月 まどか法律事務所代表弁護士(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山本正幸氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知識・経験を有しており、当社の社外監査役及び社外取締役としての在任期間を通じて、独立した立場からの確な意見を述べ、その職責を果たしていただいております。同氏は過去、直接経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、今後も社外取締役としての職責を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>		

- (注) 1. 久保田健氏の当社の親会社である株式会社住友倉庫における過去10年間の略歴は上記のとおりであります。
2. 斉藤薫氏は、遠州鉄道株式会社及び遠州開発株式会社の代表取締役であります。当社は、両社及び遠州鉄道グループ各社と物品購入等の取引がありますが、これらの直近の事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、同氏は、2024年6月27日付で遠州鉄道株式会社の代表取締役会長を退任し、同社の相談役に就任する予定であります。
- 山本正幸氏は、まどか法律事務所代表弁護士であり、当社は同氏と顧問契約を締結しておりますが、顧問料は僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
- その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 斉藤薫、山本正幸の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を社外取締役として、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、業務執行取締役等でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、斉藤薫氏及び山本正幸氏との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 佐野明人、堀池英伸、田中範雄の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さ の あき ひと 佐野明人 (1961年8月1日生)	2009年8月 当社入社 2010年6月 株式会社中国遠州コーポレーション管理部長 2015年6月 同社取締役管理部長 2017年7月 当社内部監査室長 2020年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社藤友物流サービス監査役 遠州トラック関西株式会社監査役 小笠運送株式会社監査役	一株
<p>【監査役候補者とした理由】 佐野明人氏は、財務会計に明るく、当社入社後は子会社において中国現地法人の経営を管理し、当社においては内部監査室長に就任するなど、豊富な経験と知識を有することから、同氏を監査役候補者としたしました。</p>			
2	※ こ ばやし みつる 小林充 (1958年10月5日生)	1981年4月 株式会社静岡銀行入行 2002年10月 同 大井町支店長 2005年6月 同 藤枝駅支店長 2007年6月 同 コンプライアンス部長 2012年6月 同 理事監査部長 2016年6月 同 執行役員監査部長 2017年6月 同 取締役常務執行役員 2020年6月 同 常勤監査役(現任)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 小林充氏は、銀行業務で培った幅広い知識と経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、同氏を社外監査役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	※ 嶋口 ゆかり (1977年10月6日生)	2005年11月 有限責任あずさ監査法人名古屋事務所入所 2011年3月 公認会計士登録 2023年3月 嶋口公認会計士事務所代表 (現任) 2023年4月 税理士法人Compathy入所 (現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 嶋口ゆかり氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、独立した中立的な立場から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、同氏を社外監査役候補者としたものであります。		

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 小林充氏は、2024年6月開催予定の株式会社静岡銀行定時株主総会終結の時をもって、同社の常勤監査役を退任する予定であります。

4. 小林充、嶋口ゆかりの両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を充たしていることから、両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、当社は、佐野明人氏との間で当該責任契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また小林充氏、嶋口ゆかり氏の選任が承認された場合、両氏との間でそれぞれ当該契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、佐野明人氏の再任及び小林充氏、嶋口ゆかり氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 役員の構成

本株主総会終結後の役員（予定）が有する専門性・経験は以下のとおりです。

氏名	役職	企業 経営	営業	現場オ ペレー ション	ESG・ サステ ナビリ ティ	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ コンプ ライア ンス・ 監査
澤田 邦彦	代表取締役	○	○	○	○			
金原 秀樹	代表取締役	○	○	○	○			
久保田 健	取締役	○			○	○	○	○
斉藤 薫	社外取締役	○			○			
山本 正幸	社外取締役							○
佐野 明人	常勤監査役				○	○		○
竹本 伸一	監査役	○			○		○	○
小林 充	社外監査役	○			○			○
嶋口 ゆかり	社外監査役					○		○

(注) 上表は各取締役及び各監査役が有する専門性・経験の全てを表したものではありません。

以上

事業報告

(2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行により行動制限が解除され、社会経済活動の正常化が進んだ一方、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇や円安の長期化などによる物価上昇が影響し厳しい状況で推移しましたが、先行きについても依然不透明な状況にあります。物流業界におきましても、製造業の生産の落ち込みの影響を受け全体として荷動きは低調に推移しており、2024年4月に乗務員の時間外労働規制の開始を控えるものの運賃等の価格への転嫁は進んでおらず、人手不足とともに経営の大きな課題となっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、輸送では宅配や飲料等が、倉庫では輸送機器向けの部品の取扱いが増加したこと等から、当事業年度の営業収益（売上高）は469億40百万円（前期比4.7%増）となりました。

利益面におきましては、外注費や人件費の増加、燃料費の高止まり等が影響し、営業利益は26億15百万円（前期比17.7%減）、経常利益は26億78百万円（前期比17.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は20億45百万円（前期比10.4%減）となりました。

部門別の営業収益の状況は次のとおりです。

物流事業の営業収益は467億10百万円（前期比4.6%増）となりました。その内訳は、輸送部門が347億56百万円（前期比3.1%増）、倉庫部門が119億53百万円（前期比8.9%増）となりました。

その他（不動産事業等）は2億29百万円（前期比67.6%増）となりました。

部門別事業内容及び営業収益

部 門	主 要 な 事 業 内 容	営 業 収 益		
		金 額	前 期 比	構 成 比
輸 送 部 門	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業	34,756百万円	103.1%	74.0%
倉 庫 部 門	寄託貨物の保管、入出庫取扱、物流加工業務等の事業	11,953	108.9	25.5
そ の 他 部 門	宅地並びに建売住宅等の販売、マンション・店舗・住宅等建物の賃貸、仲介等の事業 太陽光発電による売電事業	229	167.6	0.5
計		46,940	104.7	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は38億71百万円であります。その主要なものは、静岡県袋井市における倉庫の建設、さいたま市岩槻区における土地及び倉庫の取得などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金、借入金により賅っており、増資あるいは社債発行等、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式の取得の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目	第56期	第57期	第58期	第59期 (当連結会計年度)
	2020年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月
営 業 収 益 (百万円)	39,540	42,751	44,813	46,940
営 業 利 益 (百万円)	3,138	3,216	3,178	2,615
経 常 利 益 (百万円)	3,184	3,299	3,241	2,678
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,261	2,342	2,284	2,045
1 株当たり当期純利益 (円)	303.10	313.95	306.08	274.00
総 資 産 (百万円)	29,783	31,591	35,812	39,304
純 資 産 (百万円)	16,921	18,607	20,148	21,536

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

イ. 親会社との関係

当社の親会社は株式会社住友倉庫で、当社の株式4,527千株(議決権比率60.9%)を保有しております。

当社は同企業グループ内で、東海、南関東地域を地盤とする物流会社として親会社のパートナー企業に位置付けられ、運送、倉庫業務において協業体制を構築する関係にあります。

ロ. 親会社との取引に関する事項

(イ) 当社は親会社との間で運送業務、倉庫業務をそれぞれ受託するとともに委託しております。受託業務については運送・倉庫収入が、委託業務については備車料・外注費・地代家賃等の支払いが、それぞれ発生しております。

当社は当該取引に当たって、当社の利益を害することのないよう、その取引条件は他の取引先と同様、経済合理性に基づき適正に決定しております。また、親会社との現在の取引は、金額、内容において、当社の経営上、重大な影響を受けるものではありません。

(ロ) 当社の取締役会は、現在、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されており、このうち独立役員として4名を選任しております。親会社との重要な取引は、これらの役員で構成される取締役会における多面的な議論を経て決定しており、一定の独立性は保持されているものと認識しております。

- ハ. 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等
親会社と当社の間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社藤友物流サービス	50,000千円	100%	運送・倉庫業
遠州トラック関西株式会社	20,000	100	運送・倉庫業
小笠運送株式会社	10,000	100	運送業

(注) 当社の連結子会社は上記の3社であります。

(4) 対処すべき課題

当社は2023年度を初年度とする3年間の中期経営計画の期間中に90億円の事業投資を行い、新しい物流サービスに挑戦し、事業領域を拡大することで、計画最終年度となる2025年度の営業収益を522億円、営業利益を36億50百万円とする計画としております。この中期経営計画を実現するため、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、様々なモノやサービスの価格が高騰しているなか、運輸・倉庫業においては運賃や作業料などの価格への転嫁が不十分な状況にあります。2024年4月から乗務員の年間労働時間上限規制が実施され、労働力不足が懸念されるなか、適正な価格転嫁を推進するとともに賃上げを積極的に行い、物流サービスの安定供給に努めてまいります。

第二に、「物流の2024年問題」の解決策の一つとして注目されている中継輸送を推進してまいります。当社は、関東・関西の中間に拠点をもつ立地を活かして、乗務員が日帰り運行できる環境の構築を目指しており、業界に先駆けて中継拠点を設置いたしました。このプラットフォームを活かした輸送ネットワークを拡充し、社会問題となっている乗務員の長時間労働の解消に努めてまいります。

次に、当社がこれまで取り組んできた化学品や食品などの共同配送による業務の効率化や、

EC（電子商取引）関連の強化を図るべく、協力会社とのネットワークを更に拡充するとともに、輸送能力の増強を図ってまいります。

続いて、調達物流を進化させ、顧客企業に最適な物流サービスを提供してまいります。顧客企業の製造拠点近くに物流施設を設け、顧客が各サプライヤーから調達する部品を当社の輸送ネットワークを活かして効率的に集めるとともに、顧客の要望にあわせたセット組みや多頻度適時輸送を行います。物流の合理化・外注化を進める企業に向けて、高品質の物流サービスを提供するとともに、今後も事業の拡大に向けて取り組んでまいります。

上記事業戦略の推進に向けて投資を行い、先端技術の積極的な導入を図ります。具体的には、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に対応できるよう基幹システムを再構築するとともに、自動搬送ロボット等の導入を進め、作業環境の改善や省人化を図ってまいります。また、地球にやさしい物流に取り組むべく、中継輸送や共同配送の推進とともに大型車両の電動化に向けて、顧客と共同で導入に取り組んでまいります。

一方、管理面におきましては、人的資本価値を高めるための投資として従業員の健康保持・増進に取り組むべく、健康経営を推進するとともに従業員の処遇や職場環境の改善を積極的に行います。また、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、経営管理体制の充実に一段の努力を払ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2024年3月31日現在）

一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、倉庫業及び不動産業

(6) **主要な営業所**（2024年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 事 業 部	静 岡 県 袋 井 市
西 日 本 事 業 部	浜 松 市 中 央 区
関 東 事 業 部	東 京 都 港 区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
株式会社 藤友物流サービス	浜 松 市 中 央 区
遠州トラック関西株式会社	大 阪 府 摂 津 市
小笠運送株式会社	静 岡 県 菊 川 市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
物 流 事 業	1,287名	28名増
そ の 他 (不 動 産 事 業 等)	3	－
全 社 (共 通)	47	6名増
合 計	1,337	34名増

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託及びパートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,055名	38名増	43歳11か月	8年11か月

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託及びパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社 三井住友銀行	2,694百万円
株式会社 静岡銀行	2,492
株式会社 商工組合中央金庫	2,369
静岡県信用農業協同組合連合会	1,517

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,546,000株 (自己株式78,147株を含む)
- ③ 株主数 5,298名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社住友倉庫	4,527千株	60.6%
澤田邦彦	219千株	2.9%
株式会社商工組合中央金庫	169千株	2.3%
遠州トラック従業員持株会	164千株	2.2%
有限会社スリーナイン	131千株	1.8%
日本生命保険相互会社	100千株	1.3%
株式会社静岡銀行	87千株	1.2%
株式会社三井住友銀行	85千株	1.1%
三井住友海上火災保険株式会社	72千株	1.0%
静岡県信用農業協同組合連合会	60千株	0.8%

(注) 持株比率は自己株式 (78,147株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式1,038株	1名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	澤田 邦彦	
取締役社長 (代表取締役)	金原 秀樹	社長執行役員営業本部長
取締役	久保田 健	常務執行役員管理本部長兼経営企画部長
取締役	斉藤 薫	浜松商工会議所 会頭 遠州鉄道株式会社 代表取締役会長 遠州開発株式会社 代表取締役社長
取締役	山本 正幸	弁護士
常勤監査役	佐野 明人	
監査役	竹本 伸一	株式会社住友倉庫 関連事業部長
監査役	堀池 英伸	
監査役	田中 範雄	公認会計士 スズキ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 斉藤薫及び山本正幸の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 堀池英伸及び田中範雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 斉藤薫及び山本正幸並びに監査役 堀池英伸及び田中範雄の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 常勤監査役 佐野明人氏は、財務会計に明るく、当社入社後は子会社において中国現地法人の経営を管理し、当社においては内部監査室長に就任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役 田中範雄氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は第43期より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

執行役員	小澤 宙通	営業担当兼小笠運送株式会社社長
執行役員	清水 晃	業務担当兼株式会社藤友物流サービス社長
執行役員	小林 秀行	管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画部付部長
執行役員	鈴木 隆幸	業務部長
執行役員	二橋 智	営業本部副本部長兼営業戦略室長
執行役員	早川 貴久	システム部長
執行役員	川口 大介	eコマース事業部長

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約者の範囲は当社並びに「1. (3) ②重要な子会社の状況」に記載の株式会社藤友物流サービス、遠州トラック関西株式会社及び小笠運送株式会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は事業規模に応じて各社が按分して負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に更新しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、その後、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の導入に伴い、同年6月22日開催の取締役会において、決定方針を変更いたしました。その概要は次のとおりであります。なお、監査役の報酬体系は、固定報酬である金銭報酬のみで構成し、各監査役の報酬等は監査役の協議により決定する方針としております。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から成る金銭報酬及び株式報酬で構成し、社外取締役の報酬体系は、固定報酬である金銭報酬のみで構成する。

(ロ) 各報酬等の算定方法等の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に支給する報酬等のうち、月例の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責等に応じ、経営環境及び経済情勢等を総合的に勘案して決定するものとする。一方、社外取締役に支給する固定報酬である金銭報酬は、経営環境及び経済情勢等を総合的に勘案して決定する。

業績連動報酬である金銭報酬は、当社の掲げる運輸安全マネジメント目標の達成を条件に、当社グループの業績向上のインセンティブとなるよう連結営業収益及び連結営業利益を業績指標として採用しており、当該指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給額が変動する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとする。全取締役に支給する金銭報酬に関する報酬等の総額は、固定報酬及び業績連動報酬を合わせて、月額15百万円以内とする。

非金銭報酬である株式報酬については、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、役位及び職責等に応じて定めた金額に相当する数の譲渡制限付株式を支給する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定めるいずれの地位も喪失する日までの間とし、割当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に法令、当社の内部規程または譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等において、当社は割り当てた株式を無償で取得する。

譲渡制限付株式に関する報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。

上記の取締役報酬等の支給時期及び個人別配分等については、原則として株主総会終了後に開催する取締役会で決議し、金銭報酬は以降1年間毎月支給し、株式報酬は当該任期間内に支給することとする。

(ハ) 各報酬等の支給割合の決定に関する方針

各報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役職位ほど業績報酬の割合が高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会及び取締役会の委任を受けた取締役社長は、指名・報酬委員会の答申の内容を尊重し、当該答申で示された種類別の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。各個人の報酬等の総額に対する支給割合は、役位及び職責等により異なるものの、概ね固定報酬が8割、業績連動報酬が1割、株式報酬が1割とすることを目安にしている。また、社外取締役の報酬等は、固定報酬である金銭報酬のみで構成されており、全額が固定報酬である。

(二) 各報酬等の決定手続きに関する事項

取締役の個人別報酬等の決定に際しては、社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより報酬等の決定手続きの客観性や透明性を一層高めるため、取締役会のもとに任意の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置している。同委員会は、取締役の個人別報酬等に関する事項の取締役会における審議に先立ち、当該事項の原案について審議を行い、その結果を取締役に答申する。

これを踏まえ、金銭報酬については、支給額の最終的な決定を取締役社長に一任する旨、譲渡制限付株式については、取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる旨を取締役会においてそれぞれ決議し、金銭報酬の支給額は取締役社長が最終決定することとする。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1995年6月29日開催の第30回定時株主総会において、月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名。）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第56回定時株主総会において、株式報酬の額を年額50百万円以内、株式数の上限を30,000株以内（社外取締役は付与対象外。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第55回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の報酬等のうち金銭報酬については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長金原秀樹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の額の決定であり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の諮問機関である指名・報酬委員会に当該報酬の原案を諮問し、同委員会から答申を得ることとしております。なお株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を得た後、取締役会で取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる株式数を決議することとしております。

取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が、決定方針または同方針策定以前に定めた報酬等に関する方針と整合していることを確認しており、各方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	94 (13)	91 (13)	—	2 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22 (8)	22 (8)	—	—	4 (2)
合計	116 (21)	114 (21)	—	2 (—)	9 (4)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は4名であります。
2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して、業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給金額が変動する金銭報酬を支給することとしております。業績連動報酬等は、連結営業収益及び連結営業利益を業績指標として採用するとともに、当社の掲げる運輸安全マネジメントの目標の達成を支給の条件としております。前事業年度において、連結営業収益及び運輸安全マネジメントの各目標は達成いたしました。が、連結営業利益目標は未達となり、業績連動報酬等の対象である取締役2名は支給を辞退しております。
3. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
- なお、取締役のうち2名は、譲渡制限付株式報酬の交付を辞退しております。

⑥社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び他の法人等の社外役員の兼任状況

取締役 齊藤薫氏は遠州鉄道株式会社及び遠州開発株式会社の代表取締役であります。当社は、遠州開発株式会社が運営するゴルフ場の会員（株主）であります。同氏は浜松商工会議所会頭に就任しておりますが、当社と浜松商工会議所の間には特別の利害関係はありません。

監査役 田中範雄氏は、スズキ株式会社の社外監査役であります。当社と同社の間には輸送業務等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	斉藤 薫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に運輸企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	山本 正幸	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に弁護士として企業法務等に関する専門知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	堀池 英伸	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会13回全てに出席いたしました。主に長年の銀行勤務の経験による豊富な知識と見識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	田中 範雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に、また監査役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士として企業会計等に関する専門知識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたしません。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を常に念頭に置き、業績の推移、経営環境、配当性向等を総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。本方針に基づき、剰余金の配当等を機動的に決定することができるよう、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことを定めております。

なお、当社は配当性向30%以上を目標に掲げております。

内部留保金につきましては、現在及び将来にわたる設備投資や経営基盤強化のために有効に活用すべく、その充実を図っていく方針です。

(注) 本事業報告に記載しています金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,765	流 動 負 債	7,713
現金及び預金	5,756	支払手形及び営業未払金	3,421
受取手形及び営業未収入金	5,208	電子記録債務	400
電子記録債権	256	短期借入金	2,088
販売用不動産	19	未払法人税等	198
貯蔵品	20	賞与引当金	271
その他	505	設備関係電子記録債務	332
貸倒引当金	△ 0	その他の他	1,000
固 定 資 産	27,539	固 定 負 債	10,055
有 形 固 定 資 産	24,434	長期借入金	9,006
建物及び構築物	10,699	退職給付に係る負債	659
機械装置及び運搬具	396	資産除去債務	90
土地	12,874	その他の他	299
リース資産	241	負 債 合 計	17,768
建設仮勘定	21	(純 資 産 の 部)	
その他	201	株 主 資 本	21,368
無 形 固 定 資 産	938	資本金	1,284
借地権	127	資本剰余金	1,098
ソフトウェア	254	利益剰余金	19,040
その他	556	自己株式	△ 55
投資その他の資産	2,166	その他の包括利益累計額	167
投資有価証券	397	その他有価証券評価差額金	165
繰延税金資産	352	退職給付に係る調整累計額	1
その他	1,416	純 資 産 合 計	21,536
資 産 合 計	39,304	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,304

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			46,940
営	業	原	価			43,142
営	業	総	利	益		3,798
販	費	及	一	般	管	理
営	業	利	益			1,183
営	業	外	収	益		2,615
受	取	利	息	及	び	配
補	助	取	金	保	險	当
受	取	取	補	償		金
保	險	解	約	返	戻	金
保	險	配	の	当		金
そ						他
営	業	外	費	用		143
支	払	利				76
違		約				0
そ		の				3
経	常	利	益			2,678
特	別	利	益			
固	定	資	産	売	却	益
投	資	有	証	券	売	却
補	助	金	収	入		益
特	別	損	失			60
固	定	資	産	除	却	損
固	定	資	産	圧	縮	損
会	員	権	評	価		損
税	金	等	調	整	前	当
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
当	期	純	利	益		2,657
親	会	社	株	主	に	帰
会	社	株	主	に	帰	属
株	主	に	帰	属	す	る
当	期	純	利	益		2,045
親	会	社	株	主	に	帰
会	社	株	主	に	帰	属
株	主	に	帰	属	す	る
当	期	純	利	益		2,045

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,284	1,093	17,696	△ 57	20,016
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 701		△ 701
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,045		2,045
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				2	2
自己株式処分差益		5			5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	5	1,344	2	1,351
当 期 末 残 高	1,284	1,098	19,040	△ 55	21,368

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	137	△ 5	132	20,148
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 701
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,045
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				2
自己株式処分差益				5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	28	6	35	35
連結会計年度中の変動額合計	28	6	35	1,387
当 期 末 残 高	165	1	167	21,536

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,246	流動負債	7,058
現金及び預金	3,865	支払手形	4
受取手形	99	電子記録債権	400
電子記録債権	198	営業未払入金	3,094
営業未収入金	4,564	短期借入金	895
販売用不動産	19	1年内返済予定の長期借入金	1,182
貯蔵品	17	リース債権	26
前払費用	214	未払金	284
未収消費税	174	未払費用	377
その他	92	未払法人税等	135
貸倒引当金	△ 0	賞与引当金	36
固定資産	27,263	賞与引当金	205
有形固定資産	23,677	設備関係電子記録債権	332
建物	9,257	その他	82
構築物	1,124	固定負債	10,992
機械装置	244	長期借入金	10,074
車輜運搬用具	101	リース債権	76
土工器具備品	190	長期未払金	33
土地	12,513	長期預り保証金	175
資産	224	退職給付引当金	541
建設仮勘定	21	資産除去債	90
無形固定資産	903	負債合計	18,051
借地権	114	(純資産の部)	
電話加入権	23	株主資本	18,304
施設利用権	0	資本金	1,284
ソフトウェア工	235	資本剰余金	1,098
ソフトウェア仮勘定	530	資本準備金	1,070
投資その他の資産	2,682	その他資本剰余金	27
投資有価証券	355	利益剰余金	15,976
関係会社株	662	利益準備金	90
繰延税金資産	4	その他利益剰余金	15,885
敷金保積立	1,105	別途積立金	6,298
その他	242	繰越利益剰余金	9,586
	26	自己株式	△ 55
		評価・換算差額等	154
		その他有価証券評価差額金	154
資産合計	36,510	純資産合計	18,458
		負債・純資産合計	36,510

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	41,808
営業費用	38,682
営業総利益	3,125
販売及び一般管理費	991
営業外利益	2,134
受取利息及び配当金	6
補助取保金の収入	30
受取配当金の収入	28
受取配当金の収入	26
受取配当金の収入	1
その他	16
営業外費用	109
支払利息	80
違約金の収入	0
その他	2
経常利益	2,161
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	0
補助金収入	53
特別損失	58
固定資産除却損	30
固定資産圧縮損	48
役員権評価損	1
税引前当期純利益	80
法人税、住民税及び事業税	488
法人税等調整額	△ 22
当期純利益	2,140
	466
	1,674

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	株 主 資 本									自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益 別途積立金	繰越利 益 剰余金	利益剰余 金合計			
当 期 首 残 高	1,284	1,070	22	1,093	90	6,298	8,614	15,004	△ 57	17,324	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△ 701	△ 701		△ 701	
当期純利益							1,674	1,674		1,674	
自己株式の取得									△ 0	△ 0	
自己株式の処分									2	2	
自己株式処分差益			5	5						5	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	5	5	-	-	972	972	2	980	
当 期 末 残 高	1,284	1,070	27	1,098	90	6,298	9,586	15,976	△ 55	18,304	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	133	133	17,457
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 701
当期純利益			1,674
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			2
自己株式処分差益			5
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	21	21	21
事業年度中の変動額合計	21	21	1,001
当 期 末 残 高	154	154	18,458

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

遠州トラック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 康 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝 静 太	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、遠州トラック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、遠州トラック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

遠州トラック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 康 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝 静 太	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、遠州トラック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

遠州トラック株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 明 人 ㊟

監査役 竹本 伸 一 ㊟

社外監査役 堀池 英 伸 ㊟

社外監査役 田中 範 雄 ㊟

以上

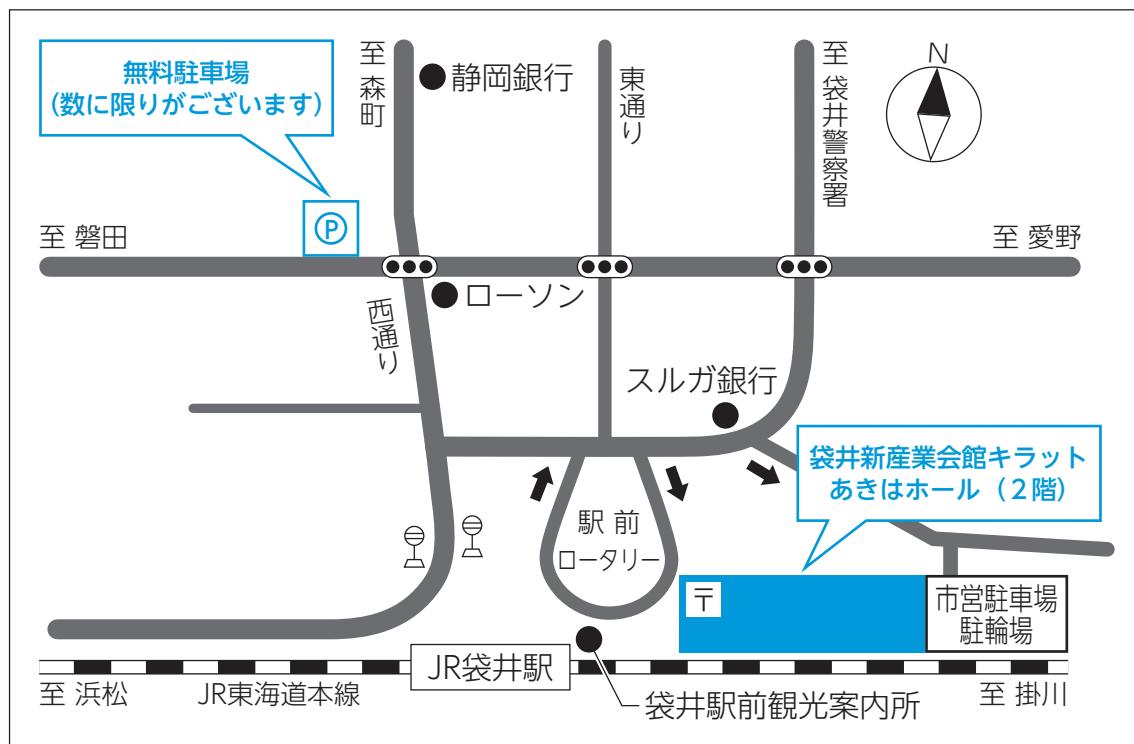
第59回定時株主総会会場ご案内図

会 場

袋井新産業会館キラット あきはホール（2階）
静岡県袋井市高尾1129-1
TEL 0538-31-2961

交通のご案内

- JR袋井駅から → 秋葉口（北口） 徒歩1分
- 国道1号線から → 袋井警察署のある交差点を南へ3分
- 無料駐車場から → 徒歩5分（300m）



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

